

令和2年5月18日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る 原子炉設置変更許可申請の補正について

当社は、平成30年5月25日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、伊方発電所における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出するとともに、愛媛県・伊方町に対し、安全協定に基づく事前協議の申し入れを行いました。（平成30年5月25日 お知らせ済み）

本日、これまでの審査の結果等を反映した、原子炉設置変更許可申請の補正書を同委員会へ提出するとともに、愛媛県・伊方町に対し、安全協定に基づく事前協議内容の補正の申し入れを行いました。

当社は、引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、令和6年度の運用開始を目指して、乾式貯蔵施設の設置に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

### <主な補正内容>

#### ○原子力規制委員会による規則改正等<sup>※1</sup>に伴う記載の変更

- ・設置許可基準規則において、乾式キャスクは「兼用キャスク」、使用済燃料乾式貯蔵建屋および天井クレーン等は「周辺施設」として新たに定義され、要求事項が明確化されたこと等による、設計方針に係る記載の充実化および適正化
- ・変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書の追加

#### ○設計方針の一部変更

- ・乾式キャスク定置方法の変更<sup>※2</sup>（カップホルダ方式→トラニオン固定方式）

#### ○「中央構造線断層帯(金剛山地東縁-由布院)の長期評価(第二版)」に係る記載の追加

- ・第二版の内容(断層の全長・活動区分・傾斜角)は、既許可に包含されており、基準地震動に対して影響を及ぼさないことを確認した旨を追記

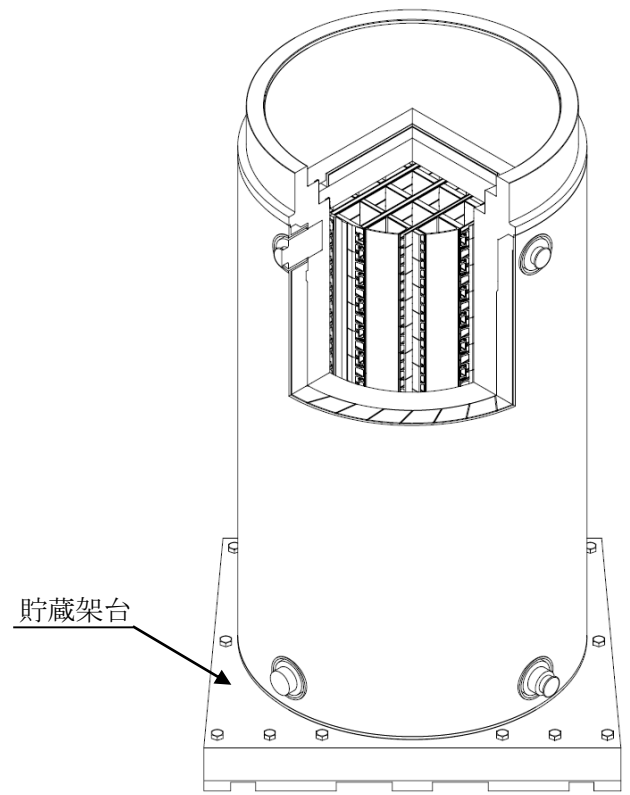
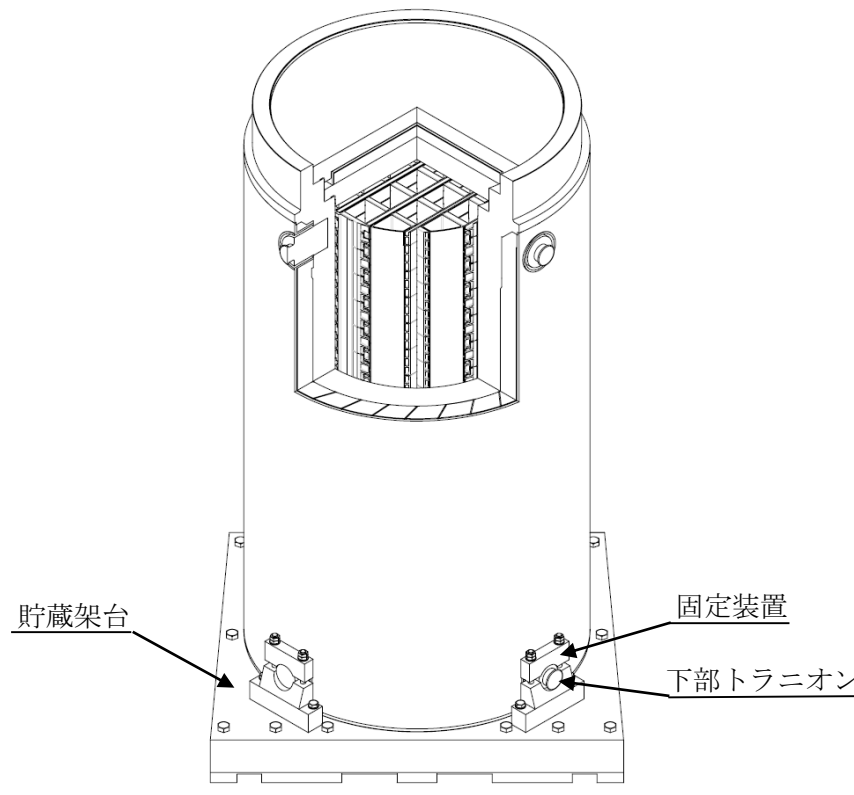
#### ○運用開始時期の変更

- ・審査状況等を踏まえ、運用開始時期を令和5年度から令和6年度に変更

※1：「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の改正および「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」の施行（平成31年4月2日）ならびに「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正（令和2年4月1日）

※2：参考資料「乾式キャスク定置方法の変更について」を参照

乾式キャスク定置方法の変更について

カップホルダ方式 (変更前)	トラニオン固定方式 (変更後)
 <p>貯蔵架台</p>	 <p>貯蔵架台</p> <p>固定装置</p> <p>下部トラニオン</p>
<p>貯蔵架台に乾式キャスク底部と嵌め合う凹部を設けることで、固定せず乾式キャスクが転倒しない構造</p>	<p>乾式キャスクの下部トラニオンと貯蔵架台を固定装置で固定（4箇所）する構造</p>